

2024 年度

登録運動施設  講習

受講申込みの手引

主催 : 国土交通大臣登録 登録運動施設基幹技能者講習機関

一般社団法人 日本運動施設建設業協会

登録運動施設基幹技能者とは

基幹技能者制度は、建設業法施行規則の改正により、平成20年4月から登録講習制度として位置づけられることとなりました。これに伴い、(一社)日本運動施設建設業協会は、「登録運動施設基幹技能者」の講習機関として、講習を実施します。

国土交通大臣に登録した講習機関が実施する「登録運動施設基幹技能者講習」の修了者は、経営事項審査(経審)で加点評価されます。

また、登録基幹技能者のうち平成30年国土交通省告示435号に定めるものは、主任技術者の要件となります。当登録運動施設基幹技能者講習では、とび・土木工事業、舗装工事業、造園工事業のいずれかの申請する建設業の種類(実務経験資格)で受講した者。

「登録運動施設基幹技能者の役割」

1.現場の施工を円滑に行うための技術者と技能者間の連絡・調整・提案

- リーダーシップの発揮、率先垂範、人を育成
- 現場の状況に応じた施工方法の提案
- 作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の実行
- 前工程・後工程に配慮した他の職長との連携・調整

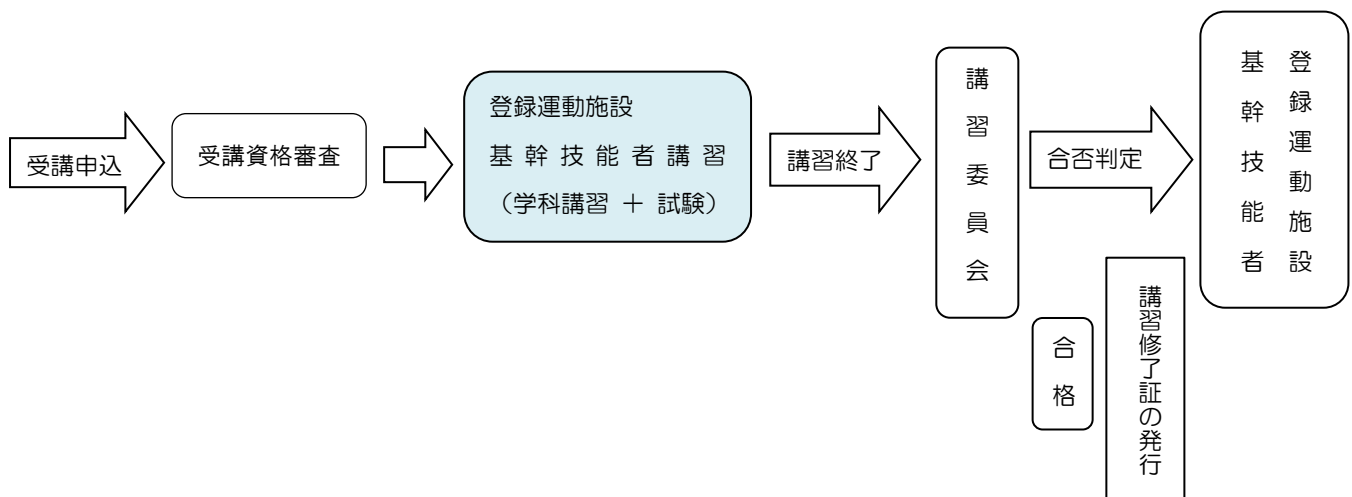
2.熟練技能者であること

- 技能者を指揮・管理する十分な、作業能力者であること
- 出来上がりの点検、工事の是正ができること
- OJTを行う能力があること
- 作業の管理が得意であること

3.技術の進歩に的確に対応できる知識の修得と柔軟な思考

- 技能者の示す施工計画等から、現場に適した技術面から施工方法、作業手順、工夫等の提案能力があること

登録運動施設基幹技能者になるまで



講習概要

I. 講習内容

2日間 [講習 10 時間 + 試験 1 時間] (会場の都合上、多少変更する場合があります。)

1 日目 2024年11月23日(土)		
9:15~9:25	受付	エッサム神田ホール到着後、受付を済ませて下さい。
9:30~11:00	第1・2講	基幹技能者のあり方・ものづくりの特性
11:10~12:10	第3講	工程管理
昼休み(12:10~13:00)		
13:00~14:00	第4講	関連法規
14:10~15:10	第5講	施工管理
15:20~16:20	第6講	資材管理
16:30~18:00	第7・8講	OJT 教育・実務に役立つ話し方と関係者との調整方法
2 日目 2024年11月24日(日)		
9:40~10:40	第9講	原価管理
10:50~11:50	第10講	品質管理
昼休み(11:50~12:50)		
12:50~13:50	第11講	安全管理
14:20~15:20	試験	

II. 加点となる建設業の種類

本講習の修了者は、経営事項審査で受講者の申請に基づき「土木一式」「とび・土工」「造園」「舗装」のいずれかにおいて加点評価されます。

III. 受講資格

以下のすべての条件を満たすこと

- ① 運動施設施工技士の資格を保有すること
- ② 運動施設工事の実務経験年数 10 年以上 (実質工期が 10 年以上であることに注意) *
- ③ 職長経験 3 年以上 *

*実務経験として申請できる運動施設工事は以下の通りです。

1) グラウンド・コート舗装 (陸上競技場、野球場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、アメフト場、多目的運動場、学校校庭、弓道場、土俵、馬術場)、グラウンド・コートに資する排水施設工事の新設、改修、補修、整備、維持管理工事です。

2) グラウンド・コート舗装材の種類は、クレイ系舗装、全天候型舗装、人工芝舗装、スポーツターフ舗装です。

* 職長教育とは、労働安全衛生法第 60 条に基づく講習のことで、建災防や雇用能力開発機構で実施している講習のほか、ゼネコンなどで実施されている講習も含まれます。

修了証の日付後、職長としての実務経験が実質 3 年以上必要です。

1)、2) に記載の工事以外は実務経験として認められません。

IV. 日程と開催会場

開催地	日程	会場名	定員
東京	2024年11月23日(土) ～24日(日)	エッサム神田ホール 東京都千代田区	20名

* 所定の人数に達しない場合は開催を取りやめます。

V. 申込期間

2024年10月29日(火)～11月5日(火)(5日の消印有効)

- * 申し込み期間中であっても定員になり次第、申し込みを終了いたします。
- * 締切日以降、会場定員に余裕のある場合は、追加申込の募集をホームページなどで告知することもあります。

VI. 受講料

受講料：40,000円(非課税)

- * 受講書類の審査結果通知とともに受講料の振込み案内をいたします。
- * 原則として、一度納入された受講料はお返しいたしませんのでご了承下さい。

VII. 合格発表

- * 今年度の全ての講習会修了後、講習委員会により合否判定を行い、結果を郵送で通知いたします。合格者には「講習修了証」を同封いたします。

VIII. 講習修了証の有効期限

- * 登録運動施設基幹技能者(講習修了証)の有効期限は5年間です。講習修了証の更新方法などは別途ご案内いたします。

申し込み方法

I. 必要書類

- ① 受講申込書
- ② 写真個人票
- ③ 住民票（抄本）
 - ・本人のみ記載で、本籍の記載がないもの
- ④ 実務経験証明書兼誓約書
 - ・記入例を参考に所定の用紙に記入すること
 - ・当該申請者の事業主が証明したもの
 - ・実務経験 10 年・職長経験 3 年以上であることを必ず確かめること
 - ・対象となる運動施設工事の実務経験であることを必ず確かめること
 - ※ 工種の欄が、書ききれない時は別紙に付け足してください。
 - ※ 期間については実際に従事した年月を正確に記入してください。
 - ※ 実務経験証明書兼誓約書記載上の注意 P7～8 をよく読んで、漏れのないように記入してください。
- ⑤ 運動施設施工技士認定証の写し
 - ・受講申し込み時において有効であるもの
- ⑥ 職長教育の修了証の写し
 - ・労働安全衛生法第 60 条による職長教育の修了証、または、事業主以外の元請の建設業者による証明書類の写し
 - ・受講申し込み時において、講習修了（修了証発行日）から 3 年以上経過していること

➤ **各書類については、「Ⅲ 書類の記入例」をよく読んだ上で記入してください。**

※ 提出書類は受講資格審査の一部です。以下の場合は受講資格なしとなります。

- ・必要書類の不足
- ・必要書類の記載事項の誤り
- ・必要書類の記載漏れ

※ 提出された書類は理由にかかわらず一切返却致しません。

II. 申し込み方法

A4 サイズの書類が折らないで入れることができる封筒に入れ、必ず配達記録が残る方法（簡易書留・特定記録郵便・宅急便等）で郵送すること。（「基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと）

《送付先》

一般社団法人 日本運動施設建設業協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-4-7 小林ビル 4 階 電話：03-6683-8865 FAX：03-3864-0680

Ⅲ. 書類の記入例

(受講申込書記入例)



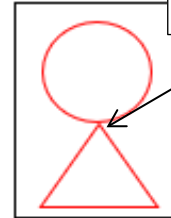
20 年 月 日

登録運動施設基幹技能者講習 受講申込書
(新規・更新)

登録運動施設基幹技能者講習委員会 殿

受講希望地	新規	東京
	更新	通信教育

受講票等の送付先	() 勤務先	() 自宅
----------	---------	--------



- *上半身脱帽の明瞭な写真
- *6ヶ月以内の撮影のもの
- *タテ4cm×ヨコ3cm
- *白黒・カラーどちらでも可
- *裏面に氏名を記入
- *写真個人票と同じもの

フリガナ	ウンドウ タロウ		男	生年 月日	西暦
氏名	運動 太郎		女	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
連絡先	携帯電話	090-1234-5678		メール アドレス	undou-tarou@net.jp
フリガナ	トウキョウト チヨダク〇〇チヨウ〇〇チヨウメ〇〇バン〇〇ゴウ △△△マンション〇〇〇シツ				
現住所 (住民票と同じ)	T	〇〇〇-〇〇〇〇			
		東京	都 道 府 県	千代田区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	△△△マンション〇〇〇室
TEL	03-〇〇〇-〇〇〇〇		FAX	03-〇〇〇-〇〇〇〇	
フリガナ	ニチウンスポーツカブシキカイシャ				
勤務先名	日運スポーツ株式会社				
フリガナ	トウキョウト チュウオウク〇〇チヨウ〇〇チヨウメ〇〇バン〇〇ゴウ				
勤務先住所	T	〇〇〇-〇〇〇〇			
		東京	都 道 府 県	中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
TEL	03-〇〇〇-〇〇〇〇		FAX	03-〇〇〇-〇〇〇〇	

住所は自宅・勤務先とも、都道府県名、郵便番号、フリガナを必ず記入して下さい

申請書類は「新規」を参照

資格	運動施設施工技士 認定番号	〇〇〇〇〇〇	有効期限	△△年 ×× 月 ×× 日
	登録運動施設基幹技能者 修了証番号	※*****号	有効期限	**年 **月 **日

申請書類	新規	更新
1 受講申込書(本書)	<input checked="" type="checkbox"/>	*
2 写真個人票	<input type="checkbox"/>	*
3 住民票(本人のみ記載)	<input type="checkbox"/>	*
4 実務経験証明書兼誓約書	<input type="checkbox"/>	*
5 運動施設施工技士認定証の写し	<input type="checkbox"/>	*
6 職長教育の修了証の写し	<input type="checkbox"/>	*
7 登録運動施設基幹技能者講習修了証の写し	<input type="checkbox"/>	*

申請者チェック欄	
申請書類はそろっていますか	<input type="checkbox"/>
申込書類に記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
受講者・勤務先の押印はありますか	<input type="checkbox"/>
顔写真が貼付されていますか	<input type="checkbox"/>

事務局処理欄		受付番号	資格審査	通知	入金確認	出席			試験	合否
						1	2	3		

写 真 個 人 票

20 年度登録運動施設基幹技能者講習

受講番号	※
------	---

フリガナ	
氏 名	

写真貼付欄 40×30
20 年 月撮影

- * 上半身脱帽の明瞭な写真
- * 6ヶ月以内の撮影のもの
- * タテ4cm×ヨコ3cm
- * 白黒・カラーどちらでも可
- * 裏面に氏名を記入
- * 申込書と同じもの

1. 写真の大きさは
縦40m/m 横30m/m
2. 全面のりづけとしてください。
3. 写真の裏に氏名を記入してください。
4. 受講番号は記入しないでください。

※ 実務経験証明書兼誓約書記載上の注意

- 1) ①工事名；正確に記載してください。後日、工事内容を確認するため、注文書等の提出を求められることもあります。相違の無いようお願いいたします。古いものから記載してください。
- 2) ②工事の概要；グラウンド・コート舗装（陸上競技場、野球場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、アメフト場、多目的運動場、学校校庭、弓道場、土俵、馬術場）、グラウンド・コートに資する排水施設工事の新設、改修、補修、整備、維持管理工事以外は**実務経験年数**とは認められません。
本申し込み手引きのⅢ. 受講資格の条件もご確認ください。
- 3) ③従事した作業の内容；クレイ系舗装、全天候型舗装、人工芝舗装、スポーツターフ舗装、排水施設工事（グラウンド・コート排水に資するもの）、暗渠排水工事の中から実際に行った作業を記載してください。
- 4) ④勤務先；当該工事の施工時において所属していた勤務先。
- 5) ⑤実務経験時期；当該工事の実際に携わった時期。
- 6) ⑥期間；1 か月分の端数となる日数は 3 日を 0.1 か月として計算して小数点 2 位以下は切り捨ててください。
工事名ごとの期間に重複のないように注意してください。
重複期間が認められたときは受講資格を認められません。
※ダウンロードファイルの「EXCEL 版」を利用された場合には実務経験と職長の期間は自動計算されます。
- 7) ⑦当時役職；作業員、監督補佐、職長補佐、職長※1 から該当を○で囲み、職長の場合は⑧職長欄の口にチェックを入れてください。
※1；職長は受講者の提出する職長教育の修了証の発行期日以降のものしか認められません。
同一工事名の期間中に作業員から職長に変わるなど役職の変更が生じた場合は行を変えて期間を分けて記入してください。
- 8) 誓約書欄は内容をよくお読みいただき、必ず署名、押印してください。
- 9) この実務経験証明書は**登録運動施設基幹技能者講習の受講資格審査**のひとつです、不適格な記載内容、記載漏れ、不十分な実務経験期間の場合は受講できません。

実務経験証明書兼誓約書

受請申請書の運動施設工事に係る実務経験の内容は、下記のとおりである。

作成日： _____

申請する建設業の種類に (1)建築業 (2)土木工事業 (3)電気工事業 (4)機械工事業 (5)造船工事業 (6)運輸業 (7)通信業 (8)情報処理業 (9)建設業 (10)その他

申請する建設業の種類に (1)建築業 (2)土木工事業 (3)電気工事業 (4)機械工事業 (5)造船工事業 (6)運輸業 (7)通信業 (8)情報処理業 (9)建設業 (10)その他

受請申請書 氏名 須藤打 古守人 西暦 1980/2/1

・勤務先の代表者・支店(営業所)の代表者 日運株式会社

※登録資格技能者のうち平成30年国土交通省告示435号に定めるものは、主任技術者の要件となります。登録運動施設建設技能者講習では、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業のいずれかの申請する建設業の種類(実務経験資格)で受講した者。なお、土木工事業は該当しません。

※作業内容1件について古い順から記入してください。

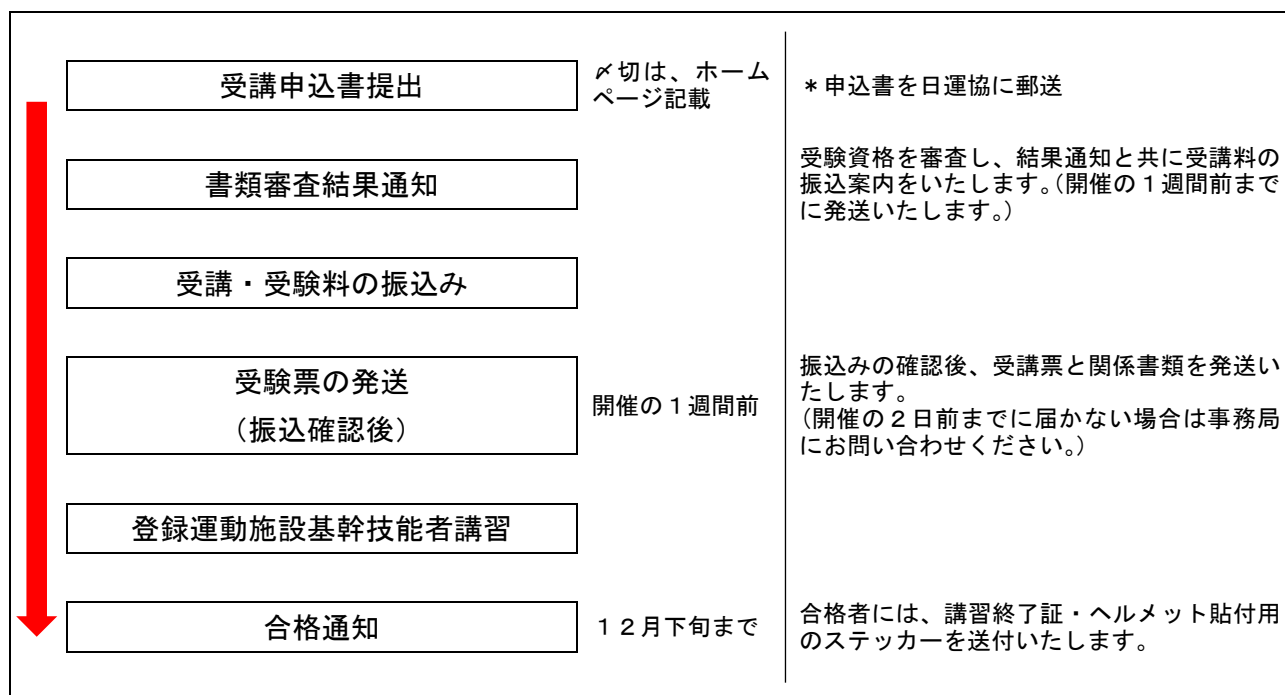
1	2	3	4	5	6	7	8
工事名	工事の概要	往事した作業の内容	施工時の勤務先名	実務経験時期(西暦で記入)	期間(月数)	当時の役職	職長
陸上競技場新設工事	グラウンド舗装・排水	クレイ系舗装・排水	日運株式会社	2000/4/1 ~ 2000/7/31	122日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
テニスコート改修工事	グラウンド舗装	クレイ系舗装	日運株式会社	2000/8/1 ~ 2000/9/30	61日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
小学校体育館改修工事	グラウンド舗装・コート舗装	クレイ系舗装	日運株式会社	2001/3/31 ~ 2001/5/31	168日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
サッカー運動場排水工事	グラウンド舗装	クレイ系舗装	日運株式会社	2001/5/10 ~ 2001/7/31	154日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
大学体育館改修工事	グラウンド舗装	クレイ系舗装	日運株式会社	2002/2/1 ~ 2002/4/30	76日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
高校野球場整備工事	内外野舗装・排水	クレイ系舗装・排水	日運株式会社	2003/5/10 ~ 2003/7/31	82日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
市民球場人工芝化工事	人工芝敷設	人工芝敷設	日運株式会社	2003/8/1 ~ 2004/1/31	244日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
幼稚園園庭整備工事	園庭舗装	クレイ系舗装	日運株式会社	2004/4/8 ~ 2004/5/31	8日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
中学校校庭暗渠改修工事	暗渠改修	暗渠改修	日運株式会社	2004/5/10 ~ 2004/6/30	52日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input type="checkbox"/>
県営サッカー場新設工事	スポーツターフ舗装	スポーツターフ舗装	日運株式会社	2005/4/8/1 ~ 2005/4/30	273日	現場代理人 主任(監理)技術者	<input checked="" type="checkbox"/>
証明者(住所) 東京都千代田区岩本町2-4-7	代表取締役 日運 太郎			実務経験年数 3年と273日			
誓約書				職長経験年数 0年と273日			

私は、「実務経験証明書」の記載内容に偽りのないことも誓約いたします。また、工事内容を確認するための追加書類等の提出も真協会より求められた場合は、これに協力いたします。追加書類等により実務経験の証明ができない場合には、実務経験の合否に関わらず、登録運動施設建設技能者の資格が無効となるとも異議申し立てもいたしません。

申請申請者 (実務印)

氏名 印

申し込みから受講までの流れ



プライバシーポリシー

個人情報の取り扱いについて

1. 法令等の遵守

一般社団法人日本運動施設建設業協会（以下「日運協」）は、登録運動施設基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令を遵守します。

2. 利用目的

利用目的は次のとおりです。

- ①. 登録運動施設基幹技能者講習申込の資格審査及び個人認証の為
- ②. 登録運動施設基幹技能者に対し、運動施設工事等に関連した情報提供をする為
- ③. 登録運動施設基幹技能者の資格証等の再発行・更新講習の為
- ④. 登録運動施設基幹技能者データベース（以下、「本データベース」）の作成・管理の為
- ⑤. 資格制度の推進を図ることを目的とした、各種アンケート調査の為
- ⑥. 登録運動施設基幹技能者の情報について、本データベースへの登録及び公開の為
- ⑦. 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成する為

3. 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

4. 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①. 登録運動施設基幹技能者より、あらかじめ同意を得ている第三者に提供する場合
- ②. 法令に基づく場合
- ③. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録運動施設基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき

④. 公衆衛生の向上又は児童及び青少年の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、登録運動施設基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき

⑤. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録運動施設基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

7. 安全管理

- ①. 個人情報の、漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。
- ②. 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- ③. 個人情報の取り扱いについて全部または一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人情報管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- ④. 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

建設業法施行規則第 18 条 3 の 2 の規定により、国土交通省から指定を受けた実施機関である（一般社）日本運動施設建設業協会が講習実施に関する事務を行っています。登録運動施設基幹技能者に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

一般社団法人 日本運動施設建設業協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2 丁目 4 番 7 号 小林ビル 4 階

TEL:03-6683-8865 FAX:03-3864-0680

URL <https://www.sfca.jp> E-mail info@sfca.jp